

県内消費拡大事業運営等業務委託仕様書

1 業務名称：県内消費拡大事業運営等業務（以下、「本業務」という。）

2 目的

本事業は、令和6年能登半島地震による被害を踏まえ、能登牛生産者の生産意欲継続及び向上、能登牛の復興につなげるため、県内において、能登牛をPRする企画を通じて、応援消費の促進、消費喚起につなげるものである。

3 委託期間

契約日から令和8年2月13日（金）まで

4 業務委託内容

(1) 企画

①開催期間

令和7年7月～令和8年1月中旬

②場所

県内宿泊施設

③内容

- 団体及び個人向けの能登牛を使用した宿泊プランの作成・販売
- 委託費内での参加宿泊施設への能登牛肉代補助
- SNSを活用したPR活動
- イベントに対する感想等、宿泊者によるSNSでの情報発信を促進する仕掛け
- 参加宿泊施設及び宿泊者へのアンケート、集計

(2) 運営

イベント全体の運営、管理（準備、当日の運営・管理、撤去等）

①準備

- 参加宿泊施設、宿泊者の取りまとめ、連絡
- PR資材の作成及び配布
- イベント実施に係る各種許認可申請 など

②イベント期間中の運営・管理

- 参加宿泊施設における能登牛取扱数量の取りまとめ
- 広報・情報発信

③撤去等

- アンケートの実施、集計
- 資材配送

④その他本業務に係る付帯業務

(3) (1)～(2)に関する経費の支払

5 業務執行体制

- ・正副2人を担当者とする。
- ・上記担当者は、本業務の円滑かつ効果的な実施に資する取組を提案し、イベント等の事業内容や進捗状況について、能登牛銘柄推進協議会事務局（以下、「事務局」という。）と十分な協議の上、密に連携して行うこととする。
- ・業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、事務局と協議の上、決定するものとする。

6 成果品

- (1) 業務完了報告書（完了した全体業務の概要、アンケート調査等）
商品の売れ行き、参加宿泊施設、宿泊者の声等を取りまとめ、報告すること。
業務完了報告書データを電子媒体により提出すること。
- (2) 提出期限
令和8年2月13日（金）

7 その他

- (1) 今回の契約により作成された成果品等の著作権は、能登牛銘柄推進協議会に帰属する。
- (2) 成果品等に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉・処理は、従前から所有していたものを含めて受託者が行うこととし、その経費は委託費に含む。第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で行う。
- (3) 委託者から提供する以外の写真、画像、イラスト等のデータを使用する場合は、第三者の肖像権・著作権等の権利を侵害することのないよう厳に注意すること。
- (4) 本仕様書に定めがない事項であっても、委託者が必要と認めて指示する簡易な事項については、受託者は契約金額の範囲内で実施することとする。
- (5) 事務局は、業務の実施にあたり、受託者が必要とする資料や情報等の提供について、支障のない範囲で協力する。
- (6) 受託者は、個人情報保護法を遵守し、個人情報が増えることがないようにすること。
- (7) 受託者は、業務で知りえた秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (8) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書の解釈に疑念が生じた事項及び本仕様書に明記していない事項については、能登牛銘柄推進協議会と協議のうえ、解決する。
- (9) 業務内容について、事務局の都合により一部変更する場合がある。また、業務を円滑に運営するために、協議により追加、修正、削除することがある。